

有珠山周辺地域強靱化計画

本編

令和2年3月

有珠山周辺地域1市3町

伊達市



豊浦町



壮瞥町



洞爺湖町



【目次】

第1章 はじめに

| | |
|----------------|---|
| 1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 地域防災計画と強靱化計画 | 2 |
| 4 基本的な進め方 | 2 |

第2章 有珠山周辺地域強靱化の基本的な考え方

| | |
|--------------------------|---|
| 1 国土強靱化の中で有珠山周辺地域が担うべき役割 | 3 |
| 2 有珠山周辺地域強靱化の必要性 | 3 |
| 3 有珠山周辺地域の強靱化の目標 | 4 |
| 4 本計画の対象とするリスク | 4 |
| 5 有珠山周辺地域強靱化を進める上での留意事項 | 6 |

第3章 脆弱性評価

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 脆弱性評価の考え方 | 8 |
| 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 9 |
| 3 評価の実施手順 | 10 |
| 4 評価結果 | 10 |

第4章 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラム

| | |
|--------------------------|----|
| 1 施策プログラム策定の考え方 | 21 |
| 2 施策推進の指標となる目標の設定 | 21 |
| 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定） | 21 |
| 4 有珠山周辺地域強靱化のためのプログラムの概要 | 22 |

第5章 計画の推進管理

| | |
|-----------|----|
| 1 計画推進期間等 | 33 |
| 2 計画の推進方法 | 33 |

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等、大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、有珠山周辺地域においても、20年から30年の間隔で繰り返し発生している有珠山噴火や太平洋沿岸における大規模な地震により津波の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・土砂災害などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、有珠山周辺地域においても、東日本大震災や平成30年胆振東部地震に伴うブラックアウト等の教訓を踏まえ、有珠山周辺地域1市3町では「地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本地域における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、地域の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から地域住民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、住民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、有珠山周辺地域における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「有珠山周辺地域強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、有珠山周辺地域各市町の総合計画や他の分野

別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

3 地域防災計画と強靱化計画

(1) 国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として取りまとめるもの。

(2) 地域防災計画

噴火や津波等の「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。

4 基本的な進め方

STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ① 基本目標の設定
- ② 事前に備えるべき目標の設定
- ③ 計画期間の設定

STEP2 リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

- ① 自然災害の設定
- ② リスクシナリオの設定
- ③ 施策分野の設定（所管課等の設定）

STEP3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- ① マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ② 脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

STEP5 対応方策について重点化・優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討

第2章 有珠山周辺地域強靱化の基本的な考え方

1 国土強靱化の中で有珠山周辺地域が担うべき役割

有珠山周辺地域は、北海道の中南部に位置し、積雪寒冷の厳しい北海道にあっては比較的温暖で積雪量も少ないなど、恵まれた気象条件にあるため、道内有数の食料生産地として、多くの品目が栽培されている畑作をはじめ、果樹、畜産、水産が盛んであることから、食料の安定供給に寄与することで国民生活の根幹を支え、日本の近代化や高度成長に大きく貢献してきた。

国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、有珠山周辺地域として新たな役割を担っていくことが求められる。

(1) 食料の安定供給

有珠山周辺地域は、温暖な気候を活かして多種多様な農産物を生産し、長年にわたり国民生活の根幹を支える食料供給に大きな役割を果たしてきた。

今後、平時には安心安全な農作物を安定的に供給するクリーン農業を推進するとともに、大規模災害時には我が国の食料供給拠点として、本地域が担うべき役割は更に大きくなる。

(2) エネルギー需給の安定化

有珠山周辺地域は、北海道のエネルギー供給拠点として重要な役割を担っており、伊達火力発電所をはじめ水力発電所5箇所が立地し、全道へ供給されている。

また、新エネルギーの導入として、大規模なメガソーラー3箇所及びバイオガス発電所1箇所のほか、林地残材等を活用した木質ペレットの生産や温泉水を活用した地熱利用発電施設が整備され、多様な国産エネルギー資源を有している。このことから、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に資することが期待される。

2 有珠山周辺地域強靱化の必要性

有珠山周辺地域は、地域住民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、国全体の強靱化に資する大きなポテンシャルを有している。

一方、地域内に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行などの地域課題が生じているほか、地域住民の安心安全な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。

このような状況の中、有珠山周辺地域では、20年から30年周期で繰り返し発生している有珠山噴火による災害をはじめ、地震、津波や豪雨災害など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本地域が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本地域の社会や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な有珠山周辺地域をつくることは、将来にわたる地域住民の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

3 有珠山周辺地域の強靱化の目標

有珠山周辺地域の強靱化の意義は、大規模自然災害から地域住民の生命・財産を守り、本地域の重要な社会経済機能を維持することに加え、本地域がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本地域の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本地域が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながるものでなければならない。

有珠山周辺地域の強靱化は、こうした見地から、本地域のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、有珠山周辺地域強靱化を進めるにあたって、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを有珠山周辺地独自の目標として掲げ、関連施策の推進につとめるものとする。

有珠山周辺地域強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から住民の生命・財産と有珠山周辺地域の社会経済システムを守る
- (2) 有珠山周辺地域の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 有珠山周辺地域の持続的成長を促進する

4 本計画の対象とするリスク

有珠山周辺地域の強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなど踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「住民の生命・財産と有珠山周辺地域の社会経済システムを守る」という観点から、本地域に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、地域外における大規模自然災害についても、本地域として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

4-1 有珠山周辺地域内における主な自然災害リスク

(1) 火山噴火

- 常時観測火山：有珠山
- 過去の被害状況
 - ・1663年 降灰による家屋焼失 死者5名
 - ・1769年 火砕流による家屋火災

- 1822年 火砕流により集落全焼 死者82名、負傷者多数
- 1853年 火砕流が発生したが死傷者なし
- 1910年 熱泥流により死者1名、降灰により山林・耕地に被害
- 1944年 降灰により幼児1名窒息死、地殻変動により山林・耕地に被害
- 1977年 地殻変動により山林・耕地に被害、降雨型泥流により死者・行方不明者3名
- 2000年 事前避難（避難者数1万6千人）により死傷者なし、地殻変動・熱泥流・噴石により、道路・建物に被害

(2) 土砂災害

- 有珠山周辺地域における土砂災害警戒区域等指定箇所（令和2年3月現在）
 - 伊達市……100箇所
 - 豊浦町…… 50箇所
 - 壮瞥町…… 36箇所
 - 洞爺湖町…… 53箇所

(3) 地震

- 有珠山周辺地域内で震度5強以上が想定される地震

| 地震名 | 想定震度 | | | |
|----------------|------|-----|-----|------|
| | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
| 内陸活断層型 | | | | |
| 増毛山地東縁断層帯 | 5強 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 石狩低地東縁断層帯主部（北） | 5強 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 石狩低地東縁断層帯主部（南） | 5強 | — | — | — |
| 石狩低地東縁断層帯南部 | 5強 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 黒松内低地断層帯 | 6弱 | 6弱 | 5強 | 5強 |
| 函館平野西縁断層帯 | 5強 | — | — | — |
| 月寒背斜に関連する断層 | 5強 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 野幌丘陵断層帯 | 5強 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 海溝型地震 | | | | |
| 十勝沖 | 6弱 | 5強 | 5強 | 5強 |
| 三陸沖北部 | 6弱 | 6弱 | 6弱 | 6弱 |
| 北海道南西沖 | 6弱 | 6強 | 6弱 | 6弱 |
| 北海道留萌沖 | 6弱 | 6弱 | 6弱 | 6弱 |

(4) 津波

- 太平洋沖における海溝型地震による津波
 - 太平洋沿岸で最大クラスの津波が発生した場合、有珠山周辺地域で想定される津波の高さは次のとおり

伊達市

- 有珠・長和エリア……6.6m
- 中央・市街地エリア……6.6m
- 東・稀府・黄金1エリア…7.2m
- 黄金2エリア……4.1m

豊浦町

- 船見町……7.5m

地域は、噴火、地震、津波、豪雨や豪雪など様々な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、複合災害を含めたあらゆる自然災害への対応力を強化すること。

- (2) 有珠山周辺地域の置かれた社会状況への対応
 - 全国平均を上回る人口減少や高齢化、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、本地域がおかれた社会状況を踏まえ、要配慮者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、地域の実情に応じたきめ細かい対策を講じること。
- (3) 有珠山周辺地域がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服
 - 本地域の地理特性や食料、エネルギー資源といった優位性を最大限に活かし、国及び北海道全体の強靱化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。
 - 首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬期における寒冷多雪の気候など、不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本地域の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

5-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

- (1) 関係者相互の連携協力
 - 大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。
 - 北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、本地域の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。
- (2) 地域間の連携、役割分担
 - 大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、地域内はもとより地域外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。
- (3) 国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進
 - 市町村の財政状況が厳しい中、本地域の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、地域内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

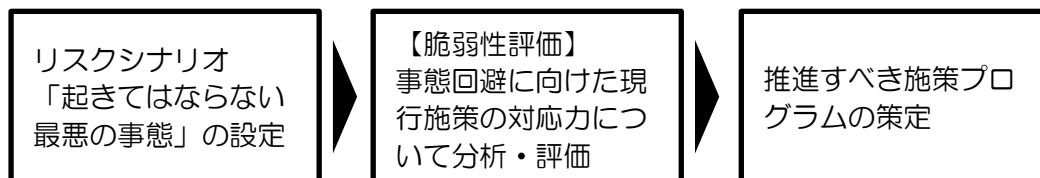
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本地域としても、本計画に掲げる有珠山周辺地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に地域内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生率や被害想定等を踏まえ、今後、本地域に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靱化への貢献という観点から、地域内での大規模自然災害に加え、地域外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本地域の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本地域の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞込み等を行い、本地域の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

| カテゴリー | | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|-------|----------------|-------------------------------------|-----|-----|-----|------|
| 1 | 人命の保護 | 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 | ○ | ○ | — | ○ |
| | | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 救助・救急活動等の迅速な実施 | 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 2-2 消防、警察、自衛隊等の被害等による救助・救急活動の停滞 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 行政機能の確保 | 3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | ライフラインの確保 | 4-1 エネルギー供給の停止 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 4-2 食料の安定供給の停滞 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 経済活動の機能維持 | 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 二次災害の抑制 | 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 迅速な復旧・復興等 | 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※各市町に該当するものには「○」、地理的な条件等から該当しないものには「—」を表記

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

各市町の脆弱性評価の結果は別冊の「附属資料」のとおりであり、7つのカテゴリーごとに取りまとめた有珠山周辺地域における評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

4-1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅・建築物等の耐震化）

- 国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 大規模建築物などの不特定多数が集まる施設の耐震化の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 各種計画に基づいた維持管理を適切に行う必要がある。
- 空き家等の適正な管理及び利活用について促進する必要がある。

（避難場所等の指定・整備）

- 災害種別に応じた適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の周知を促進する必要がある。
- 避難場所等として指定されている施設については、耐震化及び適正な維持管理の促進を図る必要がある。
- 福祉避難所の拡充を図る必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

- 緊急救護活動等に必要な緊急輸送道路や避難道路については、国、北海道及び近隣市町と連携を図り、整備を推進する必要がある。

- 避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備)

- 有珠山火山防災協議会による避難計画を策定するとともに、要配慮者施設における避難確保計画の策定など、避難体制強化のための対応を行う必要がある。
- 噴火予知に関する研究や観測に必要な体制の維持に向けた取組みが必要である。
- 土砂災害警戒区域等については、北海道と連携し、未指定箇所を解消する必要がある。

(砂防設備等の整備)

- 砂防施設や急傾地斜崩壊防止施設等の整備については、関係機関に対し、施設整備・老朽化対策の促進を要請する必要がある。
- 有珠山周辺の砂防施設については、北海道等と連携し、適切な維持管理を行う必要がある。
- 北海道と連携し、有珠山火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づいた砂防対策を推進する必要がある。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 法に基づく新たな津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップ及び津波避難計画の改正など、避難体制を再整備する必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 関係機関に対し、海岸保全施設の耐震化対策などを含めた施設整備の促進を要望する必要がある。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 指定河川については、新たな洪水浸水想定に基づくハザードマップの更新を図るとともに、防災訓練などにより住民への周知徹底を図る必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 各管理河川における治水対策については、効果的・効率的な整備を進める必要がある。
- 異常気象等における道路管理体制の強化を図る必要がある。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 交通規制等の情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制を強化する必要がある。

(除雪体制の確保)

- 安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策が必要である。

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 一時待機所の確保とその周知・啓発などの取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における防寒対策を推進する必要がある。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 防災情報共有システムの効果的な運用を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 必要に応じて「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直す必要がある。
- 情報伝達訓練と連動した防災訓練を実施する必要がある。
- 防災行政無線の適切な運用を図る必要がある。
- 多様な情報伝達手段を確保し、災害情報伝達体制の強化を図る必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 関係機関が連携し、外国人観光客向け災害情報の伝達を強化する必要がある。
- 避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び個別計画の作成・更新に取り組む必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育において、あらゆる災害に対応できる人材育成を図る必要がある。
- 自主防災組織の設立促進をはじめ、地域防災力の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- 住民や職員向けの講演会・勉強会を継続して取り組む必要がある。

4-2 救助・救急活動等の迅速な実施

| |
|--|
| <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>【評価結果】</p> <p>(物資供給等に係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災協定等に基づく活動が効率的に実施できるよう防災訓練などを通じて、実効性を確保する必要がある。 ○ 関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備を促進する必要がある。 ○ 防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。 ○ 救援物資輸送の中継拠点機能を持つ防災拠点の整備について、関係機関と連携の下、多角的に検討する必要がある。 <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、広域応援体制の整備を推進する必要がある。 ○ 家庭や企業等での自発的な備蓄を推進するための啓発活動を取り組む必要がある。 |
| <p>2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞</p> <p>【評価結果】</p> <p>(防災訓練等による救助、救急体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種防災訓練を通じ、防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を高めていく必要がある。 <p>(自衛隊体制の維持・拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に備えて、陸上自衛隊との連携を図る必要がある。 ○ 道内に配備されている部隊、装備、人員の確保に向け、北海道や他の自治体と連携した取り組みを図る必要がある。 <p>(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的消防力の強化のため、計画に基づく消防車両及び資機材等の整備更新を図る必要がある。 |

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(災害時の医療支援体制の強化)

- 災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より医療関係団体との連携強化を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 福祉避難所の対象となる者を速やかに避難させることができるよう、平時から対象者の状況等を把握し、関係機関と情報を共有する必要がある。
- 福祉避難所の設置運営に関する協定の拡大を図る必要がある。

(防疫対策)

- 災害に負けない健康な体づくりを推進する必要がある。
- 災害時における感染症の発生やまん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を適切に受けることが出来る体制を継続する必要がある。
- 避難所における衛生管理に取り組む必要がある。

3 行政機能の確保

3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 訓練などを通じ、災害対策本部機能の実施体制を検証する必要がある。
- 地域防災計画及び業務継続計画の見直しを行い、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 大規模災害時において、本庁舎が防災拠点として業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう、災害時における業務継続の体制を強化する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 近隣市町村をはじめとする関係自治体と締結している防災協定について、大規模災害時に協定を効果的に運用するために、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- エネルギーの地産地消などの関連施策に取り組む必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 北海道・本州連携設備について、現在90万 kw で稼働されているが、国の主導の下で新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が必要である。
- 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえ、庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 本地域のエネルギー構成の多様化を推進する必要がある。

(石油燃料供給の確保)

- 胆振地方石油販売業協同組合との協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 一次産業の担い手を確保する必要がある。
- 農地の高度化等を図り、技術的な食料生産基地としての役割を果たす必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 平時から農産物の付加価値向上と販路の拡大を推進し、一定の生産量を確保する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 地域の特性を活かした農産物の長期保存など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 道内卸売市場との協定締結など、災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時にも安定した給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策など、計画的な整備を推進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策など、計画的な整備を推進する必要がある。

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワーク整備)

- 重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難道路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 有珠山周辺地域における市道及び町道は、災害発生時の避難道路として重要な位置付けとなっていることから、安全な道路環境整備の取組を行う必要がある。

(鉄道の機能維持・強化)

- 鉄道事業者による駅舎や高架等鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- サプライチェーンの多重化・分散化のための生産拠点の移転、立地に向けた支援の実施とともに企業誘致を推進する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

- 有珠山周辺地域における企業の業務継続計画策定を促進するため、関係機関と連携しながら、当該計画の策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道による被災企業への金融支援策を確保するとともに、災害への備えに向けた取組への支援について検討する必要がある。

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 安全で災害に強い漁港としての機能を維持するため、漁港施設の適切な維持管理が必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 有珠山周辺地域における国道や道道の物流、生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保を図るため、早期の道路整備が必要である。

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐などの森林整備を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 区域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設において処理する体制の検討が必要である。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 建設業協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。

(行政職員の活用促進)

- 北海道や道内市町村と応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。

第4章 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、有珠山周辺地域における強靱化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本地域のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、各市町の強靱化のための施策プログラムは別冊「附属資料」のとおりである。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

各市町における総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本地域の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

4 有珠山周辺地域強靱化のための施策プログラムの概要

脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策は以下のとおりである。

なお、市町ごとの強靱化のための施策プログラムの詳細は別冊の「附属資料」に掲載のとおりである。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【概要】

地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生を防ぐため、国の支援制度等を有効活用し、大規模建築物などの耐震化の推進を図るとともに、様々な計画に基づいた施設の維持管理を図る。

また、緊急輸送道路・避難道路については、国・北海道・近隣市町と連携し、計画的な整備を促進する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|-----------------------|-----|-----|-----|------|
| 住宅・建築物等の耐震化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 建築物等の老朽化対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 避難場所等の指定・整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 緊急輸送道路等の整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【概要】

有珠山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生を防ぐため、噴火予知に関する研究や観測に必要な体制を維持することにより避難警戒体制の強化を図る。

また、関係機関と連携し、土砂災害対策の強化等を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------|-----|-----|-----|------|
| 警戒避難体制の整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 砂防設備等の整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【概要】

大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、法に基づく津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップ及び避難計画を速やかに改定するとともに、海岸保全施設の耐震化などの施設整備を促進する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|----------------------|-----|-----|-----|------|
| 津波避難体制の整備 重点 | ○ | ○ | - | ○ |
| 海岸保全施設等の整備 重点 | ○ | - | - | ○ |

(参考) 壮瞥町は海岸線を有していない。

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【概要】

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を防ぐため、各河川管理者による治水対策を進めるとともにハザードマップを作成し、豪雨対策の取組を進める。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------------|-----|-----|-----|------|
| 洪水・内水ハザードマップの作成 重点 | ○ | - | ○ | - |
| 河川改修等の治水対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

(参考) 豊浦町、洞爺湖町は指定河川等を有していない。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【概要】

暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生を防ぐため、適切な道路維持管理体制を強化するとともに、安定的な除雪体制を確保するため、総合的な対策の取組を進める。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|-------------------|-----|-----|-----|------|
| 暴風雪時における道路管理体制の強化 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 除雪体制の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ |

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【概要】

積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大を防ぐため、避難所における防寒対策の取組を進める。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------------|-----|-----|-----|------|
| 冬季も含めた帰宅困難者対策 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 積雪寒冷を想定した避難所の対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【概要】

情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大を防ぐため、行政機関における防災情報共有システムを効果的に運用し、多様な手段を用いた住民等への情報伝達体制の強化を図るとともに、外国人観光客を含めた要配慮者の避難誘導対策を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------------|-----|-----|-----|------|
| 関係機関の情報共有化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 住民等への情報伝達体制の強化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 観光客、高齢者等の要配慮者対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域防災活動、防災教育の推進 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

【概要】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、関係機関及び企業・団体との物資供給に関する防災協定を締結するとともに、関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備や避難所における防災資機材等の整備を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|----------------------|-----|-----|-----|------|
| 物資供給等に係る連携体制の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 非常用物資の備蓄促進 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【概要】

消防、警察、自衛隊等の被害等による救助・救急活動の停滞を防ぐため、防災訓練等を通じた関係機関の連携による救助救急体制の強化を図るとともに、総合的消防力強化のための車両及び資機材等の整備を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|------|
| 防災訓練等による救助、救急体制の強化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自衛隊体制の維持・拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【概要】

被災地における医療・福祉機能等の麻痺を防ぐため、平時から医療関係団体との連携強化を図るとともに、福祉避難所を利用することとなる対象者の把握や災害に負けない健康な体づくりを推進する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|--|-----|-----|-----|------|
| 被災時の医療支援体制の強化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 災害時における福祉的支援 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防疫対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

3. 行政機能の確保

3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下

【概要】

地域内外における行政機能の大幅な低下を防ぐため、地域防災計画の見直しなどによる災害対策本部機能の強化や災害時においても行政サービスの低下を招かないよう業務の継続体制を強化するとともに、近隣市町村等との応援受援体制の構築を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|--------------|-----|-----|-----|------|
| 行政機能の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行政の業務体制の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広域応援・受援体制の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ |

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギーの供給の停止

【概要】

エネルギー供給の停止を防ぐため、再生可能エネルギーの導入を図るための新たな資源の開発に向けた調査を実施するとともに、石油供給関連事業者との連携強化を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|----------------|-----|-----|-----|------|
| 再生可能エネルギーの導入拡大 | - | ○ | ○ | ○ |
| 電力基盤等の整備 | - | ○ | - | - |
| 多様なエネルギー資源の活用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 石油燃料供給の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-2 食料の安定供給の停滞

【概要】

食料の安定供給の停滞を防ぐため、平時から生産性向上のための基盤整備を推進するとともに、一定量の生産を確保するために販路拡大を図る。

また、貯蔵施設等の整備により、需要期に対応できる体制整備及び災害時における農産物の備蓄拠点としての役割を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------|-----|-----|-----|------|
| 食料生産基盤の整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 食料品の販路拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 農産物の産地備蓄の推進 | - | ○ | ○ | ○ |
| 生鮮食料品の流通体制の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止

【概要】

上下水道等の長期にわたる機能停止を防ぐため、計画的な施設整備等を図るとともに、業務継続計画の策定及び見直しなどにより早期復旧のための体制を整備する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|-----------------------|-----|-----|-----|------|
| 水道施設等の防災対策 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 下水道施設等の防災対策 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【概要】

地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の整備を図るとともに、地域公共交通の確保、避難道路における道路環境整備を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|-----------------------|-----|-----|-----|------|
| 交通ネットワークの整備 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道路施設の防災対策等 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鉄道の機能維持・強化 | ○ | ○ | ○ | ○ |

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【概要】

サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞を防ぐため、企業における業務継続計画の策定を支援するとともに、国や北海道による被災企業への金支援策の確保や企業自らが行う災害に備えた取組に対する支援の検討を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|--------------------|-----|-----|-----|------|
| リスク分散を重視した企業立地等の促進 | - | ○ | ○ | - |
| 企業の業務継続体制の強化 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 被災企業等への金融支援 | ○ | ○ | ○ | ○ |

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【概要】

地域内外における物流機能等の大幅な低下を防ぐため、緊急輸送道路及び緊急避難道路の早期整備を促進する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------------------|-----|-----|-----|------|
| 港湾の機能強化 | ○ | ○ | - | ○ |
| 陸路における流通拠点の機能強化 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【概要】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、公共的機能の発揮に配慮した伐採を促進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|--------------------|-----|-----|-----|------|
| 森林の整備・保全 重点 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 農地・農業水利施設等の保全管理 | ○ | ○ | ○ | ○ |

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【概要】

災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れを防ぐため、地域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設において処理する体制の検討を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|---------------|-----|-----|-----|------|
| 災害廃棄物の処理体制の整備 | ○ | ○ | ○ | ○ |

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【概要】

復旧・復興を担う人材の絶対的不足を防ぐため、建設業協会等との協定に基づく対策を継続するとともに、関係機関との応援準備及び受援体制の整備を図る。

| 施策プログラム | 伊達市 | 豊浦町 | 壮瞥町 | 洞爺湖町 |
|------------------|-----|-----|-----|------|
| 災害対応に不可欠な建設業との連携 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 行政職員の活用促進 | ○ | ○ | ○ | ○ |

第5章 計画の推進管理

1 計画の進捗期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の進捗期間は概ね5年（令和2年度から令和6年度）とする。

また、本計画は、有珠山周辺地域各市町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制の下で施策ごとの進捗管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に繋げていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- 計画期間における施策推進の工程
- 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- 当該年度における予算措置状況
- 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- 指標の達成状況 等

2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進に繋げていくというPDCAサイクルを構築し、有珠山周辺地域各市町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

有珠山周辺地域国土強靱化計画

令和2年3月
有珠山周辺地域1市3町
(伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)

【各市町担当窓口】

◆伊達市総務部総務課危機管理室

〒052-0024 伊達市鹿島町 20 番地 1
TEL0142-82-3162 FAX0142-23-4414

◆豊浦町地方創生推進室

〒049-5492 虻田郡豊浦町字船見町 10 番地
TEL 0142-83-1417 FAX0142-83-2129

◆壮瞥町総務課

〒052-0101 有珠郡壮瞥町字滝之町 287 番地 7
TEL 0142-66-2121 FAX0142-66-7001

◆洞爺湖町総務部企画防災課

〒049-5692 虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地
TEL 0142-74-3004 FAX0142-74-2121

有珠山周辺地域強靱化計画

附属資料

令和2年3月

伊 達 市



【目次】

伊達市強靱化に関する脆弱性評価 1

伊達市強靱化のための施策プログラム 20

伊達市強靱化に関する脆弱性評価

伊達市強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化は、約8割（H22）と全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、「伊達市公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理を適切に行う必要がある。
- 避難所として指定されている学校施設について、避難所施設としての安全性を確保するため、「伊達市学校施設長寿命化計画」に基づき施設改修を図る必要がある。
- 災害発生時における建物の倒壊などの被害を防ぐため、適正に管理されていない空き家等については、「伊達市空き家等対策計画」に基づき所有者による適正な管理を促進していくとともに、空き家等の利活用を促進する必要がある。

(避難場所等の指定・整備)

- 避難場所については、災害種別に応じた適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法及び伊達市地域防災計画に基づく指定緊急避難場所等を指定しているが、状況にあった見直しを適宜行うとともに、住民の認知度の向上のため、避難場所等周知を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園等について、施設整備の促進や適切な維持管理を図る必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の拡充を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 緊急救護活動等に必要緊急輸送道路や避難道について、国や北海道、近隣市町と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・学校施設の耐震化率 78.1% (H30)
- ・指定避難所 43 箇所 (H30)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備）

- 有珠山については、噴火警戒レベルの運用やハザードマップを作成し、周辺住民への配布を実施しているが、更なる警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携を図り、具体的な避難計画及び対象となる施設の避難確保計画の策定など、避難体制の強化のための対応を行う必要がある。
- 土砂災害の指定については、北海道が実施した基礎調査結果を基に住民説明会を開催し、住民の同意を得た箇所から順次指定を進めているが、未指定箇所については、今後も北海道と連携した区域指定を推進する必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 国及び北海道において、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が多数残されていることから、引き続き国及び北海道に対し、施設整備・老朽化対策の促進を要請する必要がある。
- 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業により有珠山砂防事業が進められたが、今後は、北海道と連携しながら、適切な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・噴火避難訓練の実施 数年に 1 回実施（直近では R1）
- ・噴火避難訓練市民参加者数 132 人（R1）
- ・土砂災害警戒区域等指定済箇所 100 箇所（H30）

| |
|---|
| <p>1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生</p> |
| <p>【評価結果】</p> <p>(津波避難体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度に北海道から公表された津波浸水予測図をもとにハザードマップを作成・配布しているが、今後、新たに法に基づく津波浸水想定が設定された場合、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制を再整備する必要がある。 ○ 津波避難計画が未策定であることから、今後、法に基づく津波浸水想定が設定された場合に備え、避難計画を策定する必要がある。 ○ 津波浸水想定区域内に居住する住民等への防災教育や緊急地震速報等を取り入れた津波避難訓練等について継続的に取り組む必要がある。 <p>(海岸保全施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化に伴う、津波、高潮による浸水対策などを含めた海岸保全施設整備の一層の促進を国や北海道に要望する必要がある。 |
| <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップの作成 (H24) ・津波避難計画の策定 未策定 (R1) ・津波避難訓練の実施 数年に1回 (直近では H30) ・津波避難訓練住民参加者数 127人 (H30) |
| <p>1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水</p> |
| <p>【評価結果】</p> <p>(洪水・内水ハザードマップの作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年増加傾向にある豪雨対策のため、北海道の水防警報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、新たな洪水浸水想定に基づくハザードマップの更新と住民への周知徹底する必要がある。 <p>(河川改修等の治水対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道、伊達市のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削等の治水対策について、今後一層の効果的・効率的な整備と適切な河川管理を推進する必要がある。 ○ 暴風雨の発生又は発生のおそれのある場合には、交通遮断を未然に防ぐため、道路パトロールを実施し、異常気象等における道路管理体制の強化を図る必要がある。 |

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップの作成（H20）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 交通規制時の迅速な情報伝達に取り組むとともに、道路パトロールを実施し、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、北海道、伊達市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

| | |
|----------|----|
| 車道用除排雪機械 | 9台 |
| 歩道用除排雪機械 | 2台 |

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 地域における移動困難者対策が必要であり、一時待機所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における冬季防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・避難所用暖房器具 20台（H30）
- ・避難所用毛布 2,500枚（H30）
- ・ポータブル発電機 9台（H30）

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 関係機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 国の避難勧告等に関するガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」(土砂災害編)を策定しているが、その他災害についても策定し、必要に応じて避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民の迅速かつ的確な行動を実践するために、情報伝達訓練と連動した防災訓練を実施する必要がある。
- 住民等への防災情報の伝達に必要な防災行政無線の適切な運用管理を図るとともに、コミュニティFMやSNSなど多様な情報伝達手段を活用し、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するために、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受け入れ態勢の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が整備されていない状況にあり、当市を含む有珠山周辺エリアを訪れる多数の外国人観光客の安全安心を確保するためにも、関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害時において、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導が円滑に実施できるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に取り組む必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 学校教育においては、学校における定期的な避難訓練の実施のほか、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、あらゆる災害に対応できる人材育成を図る必要がある。
- 地域住民に対して、出前講座等の活用した防災・減災に関する講習等を実施し、正

しい知識等の習得と自助・共助の醸成を図る必要がある。

- 大規模災害発生時の初動期には、行政による災害対応に限界が生じ、災害対応には「自らの命は自ら守る」ための備えと、「自分たちの地域は自分たちで守る」ための備えが重要であることから、自主防災組織を育成することにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災行政無線定期点検 年1回（R1）
- ・ 情報伝達手段の多様化（防災行政無線、緊急速報メール、ぼうさい西いぶり情報メール、広報車、コミュニティFM、TVデータ放送、市ホームページ、SNS、暮らしの情報アプリ）（R1）
- ・ 情報伝達訓練の実施 年1回（R1）
- ・ 避難行動要支援者名簿登録者数 75名（H30）
- ・ 防災講演会の開催 年1回
- ・ 自主防災組織設置率 54.5%（R1）
- ・ 宅配講座の実施（防災） 4回（H30）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

| |
|--|
| <p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> |
| <p>【評価結果】</p> <p>(物資供給等に係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伊達市地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ、医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道及び道内市町村、企業・団体等との間で各種協定を締結しているが、災害時において、これらの活動が効率的に実施できるよう防災訓練など、平時の活動を活発に行う必要がある。 ○ 東日本大震災における NPO やボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受援体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。 ○ 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備の在り方について、関係機関と連携の下、多角的に検討する必要がある。 <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「西いぶり定住自立圏構想形成推進協議会」及び「ようてい・西いぶり広域連携会議」における広域応援体制の整備を推進する必要がある。 ○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、国では3日分の備蓄を奨励していることから、自発的な備蓄を推進するため、啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 伊達市災害用備蓄等の整備方針に基づいた非常用物資の備蓄強化に向けた取組を促進する必要がある。 |
| <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6市町防災協定（室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）（H23～） ・災害時におけるようてい・西いぶり広域連携会議構成市町村の相互応援に関する協定（H28～） ・食料備蓄数 3,150食（H30） ・食料等に関する防災協定 3件（R1） |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助、救急体制の強化)

- 伊達市地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害時に備え、今後においても陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊との連携を更に図るとともに、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の確保に向け、北海道や他の自治体と連携した取組を図る必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 総合的消防力(消防・救急・予防)の強化のため、計画に基づく消防車両及び資機材等の整備更新を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・ 防災機関と連携した防災訓練の実施回数 年1回(R1)
- ・ 災害時の連携に係る協定(陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊)(H24~)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療支援体制の強化)

- 災害時の医療確保のため、医療関係団体との協定を締結しており、災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より連携強化を図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 災害時において、一般の避難所における生活が困難な要配慮者の避難生活を支援するため福祉避難所の指定を進めているが、更なる協定の拡大を図る必要がある。
- 福祉避難所への避難対象者を速やかに福祉避難所へ避難させることができるよう、平時から対象者の状況等の情報を把握し、関係機関と共有する必要がある。

(防疫対策)

- 避難所での災害関連疾患を予防するため、平時から市民一人ひとりが自身の健康

状態の把握に努めるとともに健康相談や保健指導等の支援により、災害に負けない健康な体づくりを推進していく必要がある。

- 災害発生時には、速やかな感染予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けられる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- 災害時の医療救護活動に関する協定 3 団体（R1）
- 福祉避難所の設置運営に関する協定 6 事業者（H29）

3 行政機能の確保

| |
|--|
| <p>3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下</p> |
| <p>【評価結果】</p> <p>(災害対策本部機能等の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合における職員の参集範囲、災害対策本部の設置や本庁舎が使用不能となった場合における代替場所など、災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、今後、訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うとともに、地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。 ○ 大規模災害時においても災害応急対策や復旧対策などの本部業務を継続するため、防災拠点となる市本庁舎の耐震化及び機能強化を図る必要がある。 <p>(行政の業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時においても行政サービスの低下を招かないよう業務継続計画を策定し、必要最小限の人員で効率的に対応するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。 <p>(広域応援・受援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、近隣市町と防災協定や姉妹都市、友好都市との相互応援協定を締結しているが、協定を効果的に運用するために、自治体間相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。 |
| <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の改訂状況 H28 改訂 ・ 業務継続計画の策定状況 未策定 (R1) ・ 各種防災協定の締結状況 40 件 (H30) |

4 ライフラインの確保

| |
|--|
| <p>4-1 エネルギー供給の停止</p> |
| <p>【評価結果】</p> <p>(再生可能エネルギーの導入拡大)</p> <p>○ 北海道内における再生可能エネルギーの導入は、今後、更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。</p> <p>(電力基盤等の整備)</p> <p>○ 北海道・本州間連系設備については、現在 90 万 kw で稼働されているが、国の主導の下で新たな整備手法による更なる容量拡大に向けた取組が求められている。</p> <p>○ 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生 の教訓を踏まえ、市庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要である。</p> <p>○ 市有施設における電力消費量の削減を進めることにより、電気業者の供給負荷を低減する必要がある。</p> <p>(多様なエネルギー資源の活用)</p> <p>○ 本市におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、木質ペレットボイラーの導入など天然資源の有効活用と利用拡大に向け、持続的な安定供給を維持する必要がある。</p> <p>(石油燃料供給の確保)</p> <p>○ 災害時において災害対応業務や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、胆振地方石油販売業協同組合との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。</p> |
| <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胆振地方石油販売業協同組合との協定締結（H20） |

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 農業の担い手の育成・確保として、短期農業体験研修や充実した就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取組や農業経営の法人化、担い手への利用集積の推進に関する取組などを推進し、農業の担い手の減少による地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要である。
- 国営緊急農地再編整備事業や道営土地改良事業により農業の経営効率化に向けた農地の区画整理や高度化を図ることで、生産性と収益性の向上による安定的な食料生産基地としての役割を果たす必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 本市の気候条件を生かした多種多様な農産物を、災害時にも安定した食料の供給と販路の拡大を図る必要がある。
- 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時から農産物の付加価値向上と販路の拡大を推進し、一定の生産量を確保する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 国では、不作等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には、米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、地域の特性を生かし農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 道内卸売市場による災害時相互応援協定の締結など災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要である。

【指標（現状値）】

- ・道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業の進捗率 89.1% (H30)
- ・国営緊急農地再編整備事業に係る要望 (H28～)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 停電及び災害等により被災した場合に備え、応急給水・応急復旧に関する業務継続計画と同様な「災害対応マニュアル」を策定しているが、定期的に実行性等を点検し見直すなど、危機管理体制の維持強化を図る必要がある。
- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、更新時期を迎える施設については、今後の需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時における下水道機能の確保のため、「伊達市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化した下水道施設について計画的な更新及び耐震化を図る必要がある。
- 大規模災害時において、低下した下水道機能を早期に復旧させるための「業務継続計画」を策定しているが、定期的に計画の実効性等を点検し、計画を見直しする必要がある。
- 下水道整備計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置補助を実施しているが、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を一層推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・配水管新設事業の実施（R1）
- ・老朽管更新事業の実施（R1）
- ・施設整備事業の実施（R1）

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

(交通ネットワーク整備)

- 大規模災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを速やかに行うためには、国道、道道など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、重要物流道路や代替路の指定、緊急輸送道路、避難道路等の整備とネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 市道など交通に係る安全対策設備は、地域間移動のほか、輸送・物流など日常生活や産業活動においても重要であり、さらには、有珠山噴火、津波災害等の大規模自然災害が発生した際の避難道路として、重要な位置付けとなっていることから、安全な道路環境整備の取組を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新が必要である。

(鉄道の機能維持・強化)

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の対災害性の確保が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道道「滝之町伊達線」の整備に係る要望
- ・ 市道農社線外 6 路線（市道農社線、長和工専 1 号線、共有南線、リビラ通り線、アルトリ通り線、善光寺通り線、白鳥通り線）の道道昇格及び早期整備に係る要望
- ・ 市道西浜通り線の道道昇格及び早期整備に係る要望
- ・ 舗装修繕事業
- ・ 道路照明修繕事業

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業の業務継続体制の強化)

- 市内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや各業種の実態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、関係機関と連携しながら、その策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中初期業者等の事業の早期復旧と経営の安定化を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保する。
- 有珠山噴火をはじめとする大規模災害が発生した場合、住民の生命、身体、財産へ危険が及ぶだけでなく、地域産業にも大きな影響が及ぼされることから、災害による企業の倒産を防ぐため、平時より企業自らが行う災害に備えた取組に対する支援について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・災害時の地元企業の支援に係る関係機関との協議 適宜（R1）

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 港湾(漁港)は、災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更には緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を担うため、安全で災害に強い漁港としての機能の保全と適切な維持管理が必要である。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 国道37号は、札幌と函館を結ぶ流通の要であり、有珠山噴火時には避難道路としても重要な役割を担っているが、近年の交通量の増加から交通渋滞がしばしば発生していることから、物流及び生活道路や避難道路としての安全確保と機能確保を図るため、拡幅等の早期整備が必要である。
- 国道453号は、新千歳空港を含む道央圏と道南圏を結ぶ物流を支える大動脈として重要な役割を担い、災害時の第二次緊急輸送道路にも指定され、大型車両をはじめ、多くの自動車が行き交う重要路線であるが、一部区間では幅員が狭く急カーブが多いことに加え、大雨時には交通規制も発生し、事故等による通行止め回避のためにも早期の道路整備が必要である。

【指標(現状値)】

- ・「伊達漁港」「有珠漁港」「黄金漁港」の機能保全等に係る要望(H27~)
- ・国道37号の交通渋滞の緩和対策の促進に係る要望(R1)
- ・国道453号(蟠溪~上久保内区間)の早期完成及び線形改良に係る要望(H13~)

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える問題となることから、大雨や地震等の災害時における土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため「伊達市森林整備計画」に基づき、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を推進する必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

7 迅速な復旧・復興等

| |
|--|
| 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| <p>【評価結果】</p> <p>(災害廃棄物の処理体制の整備)</p> <p>○ 災害廃棄物については、避難所ごみを含め、迅速に処理する必要があるため「西いぶり広域連合災害廃棄物処理計画」により対処することとなっているが、受入が困難となった場合を想定し、区域外の廃棄物処理施設及びし尿処理施設で処理する体制の検討が必要である。</p> |
| <p>【指標（現状値）】</p> |

| |
|---|
| 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 |
| <p>【評価結果】</p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <p>○ 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の撤去や道路交通の確保などの応急復旧が迅速かつ効率的に行われるよう、担い手の確保のほか、建設業協会とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、建設業協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。</p> <p>(行政職員の活用促進)</p> <p>○ 北海道や他の市町村への応援要請又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時より北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。</p> |
| <p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設協会との災害時における応急復旧に関する協定の締結（H18） ・防災に関する職員研修 年1回 |

伊達市強靱化のための施策プログラム

【伊達市強靱化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- 当該施策の推進に関わる取組主体（国、北海道、市町村、民間の4区分）を各施策の末尾に[]書きで記載
- 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最もかかわりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 市庁舎改修整備・長寿命化事業 [国・北海道・伊達市]

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 伊達市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の改修 [伊達市]
- 火葬場整備事業 [北海道・伊達市]
- 橋梁長寿命化修繕事業 [国・北海道・伊達市]
- 市営住宅灯油メーター更新事業 [伊達市]
- 市営住宅改修・整備事業 [国・北海道・伊達市]
- 公営住宅等長寿命化計画等策定事業 [国・北海道・伊達市]
- 「長和団地」外壁・屋根改修事業 [国・北海道・伊達市]
- 「ほのぼの団地」屋上防水改修事業 [国・北海道・伊達市]
- 伊達市消防・防災センター改修事業 [国・北海道・伊達市]
- 水車・アヤマ川自然公園整備事業 [国・北海道・伊達市]
- 大滝総合支所庁舎改修事業 [国・北海道・伊達市]
- 学校施設整備・改修等工事 [国・北海道・伊達市]
- 市立図書館増改築整備事業 [国・北海道・伊達市]

(避難場所等の指定・整備)

- コミュニティセンター指定管理事業 [伊達市]
- 地域コミュニティ活動拠点整備支援事業 [伊達市]
- 市民活動センター管理運営事業 [伊達市]
- 伊達紋別駅南集会所指定管理事業 [伊達市]
- 公衆無線 LAN 運用管理事業 [国・北海道・伊達市]
- 都市公園施設改築事業 [国・北海道・伊達市]
- 学校再編等推進事業 [伊達市]
- スポーツ施設運営事業 [伊達市]
- カルチャーセンター運営事業 [伊達市]

(緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 「道道上長和萩原線」の整備 [北海道・伊達市]
- 「道道白老大滝線」の整備 [北海道・伊達市]
- 「道道南黄金長和線」の整備(山下町・館山下町) [国・北海道・伊達市]
- 市道の整備 [国・北海道・伊達市]
- 「都市計画道路南大通」の整備 [国・北海道・伊達市]
- 「都市計画道路停車場通」の整備 [国・北海道・伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-----------|------------|-----------|
| 学校施設の耐震化率 | 78.1% (R1) | 100% (R6) |
| 指定避難所数 | 43 箇所 (R1) | 同数を維持 |

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備) **重点**

- 有珠山火山避難計画の策定 [1市3町]
- 有珠山噴火を想定した防災訓練の実施 [1市3町・伊達市]
- 噴火災害ハザードマップの改訂 [1市3町]
- 土砂災害警戒区域等の指定促進 [北海道・伊達市]
- 土砂災害警戒区域等ハザードマップの作成 [伊達市]

(砂防設備等の整備) **重点**

- 治山施設等の整備の推進 [北海道・伊達市]
- 市有林造林事業 [北海道・伊達市]
- 「普通河川神社川」の砂防堰堤整備 [北海道・伊達市]
- 「二級河川気門別川」の砂防堰堤整備 [北海道・伊達市]
- 「普通河川紋別川」の砂防堰堤整備 [北海道・伊達市]
- 「普通河川牛舎川」の砂防堰堤整備 [北海道・伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|--------------|-------------|------------|
| 噴火避難訓練の実施 | 数年に1回 | 隔年実施 (R6) |
| 噴火避難訓練住民参加者数 | 132名 (R1) | 200名 (R6) |
| 土砂災害警戒区域の指定 | 100箇所 (H30) | 147箇所 (R6) |

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備) **重点**

- 津波ハザードマップの作成 [北海道・伊達市]
- 津波避難計画の策定 [伊達市]
- 津波を想定した防災訓練の実施 [伊達市]

(海岸保全施設等の整備) **重点**

- 救難所助成事業 [伊達市・民間]
- 有珠漁港海岸の津波・高潮対策 [北海道]
- 海岸保全対策促進事業 [北海道]
- 海岸保全施設整備事業(伊達海岸黄金地区離岸堤) [北海道]
- 海岸保全施設整備事業(黄金地区護岸等老朽化対) [北海道]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|--------------|-------------|------------|
| 津波ハザードマップの作成 | 作成済 (H24) | 適宜改訂 |
| 津波避難計画の策定 | 未策定 | 策定 (R6) |
| 津波避難訓練の実施 | 数年に 1 回 | 隔年実施 (R6) |
| 避難訓練住民参加者数 | 127 名 (H30) | 200 名 (R6) |

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 洪水ハザードマップの改訂 [北海道・伊達市]

(河川改修等の治水対策) **重点**

- 河川環境整備促進事業 [北海道・伊達市]
- 河川砂防対策促進事業 [北海道・伊達市]
- 「二級河川気門別川」改修事業 [北海道・伊達市]
- 「二級河川チマイベツ川」改修事業 [北海道・伊達市]
- 「二級河川シャミチセ川」改修事業 [北海道・伊達市]
- 「二級河川シャミチセ川」の整備 [北海道・伊達市]
- 「二級河川長流川」の整備(管理用道路の整備) [北海道・伊達市]
- 「二級河川長流川」の整備(土砂の排除) [北海道・伊達市]
- 「普通河川北黄金川」の二級河川昇格 [北海道・伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|--------------|-----------|---------|
| 洪水ハザードマップの作成 | 作成済 (H20) | 改訂 (R2) |

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 除排雪事業 [伊達市]
- 道路パトロールの実施 [伊達市]

(除雪体制の確保)

- 建設機械整備事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|----------|-----|-------|
| 車道用除排雪機械 | 9台 | 同数を維持 |
| 歩道用除排雪機械 | 2台 | 同数を維持 |

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 地域公共交通の確保 [伊達市・民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) 重点

- 防災資機材の整備 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|----------|--------------|------|
| 避難所用暖房器具 | 20台 (H30) | 同数以上 |
| 避難所用毛布 | 2,500枚 (H30) | 同数以上 |
| ポータブル発電機 | 9台 (H30) | 同数以上 |

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化) **重点**

- 共同電算情報システム事業 [1市3町]
- ネットワーク等の強靱化 [伊達市]
- 北海道登別洞爺広域観光圏協議会負担金 [1市3町]
- 西いぶり広域図書館情報システム運営事業 [伊達市]
- 防災提供システムの活用(気象庁) [国、北海道、伊達市]
- 防災情報共有システムの活用(道路) [国、北海道、伊達市]
- 北海道防災情報システムの活用(Lアラート) [北海道、伊達市]
- 北海道総合行政情報ネットワークの整備(衛星通信) [北海道、伊達市]
- 全国瞬時警報システムの適切な管理(Jアラート) [国、北海道、伊達市]

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- コミュニティFM活用事業 [1市3町]
- 広報紙「広報だて」発行事業 [伊達市]
- 伊達市ホームページ情報発信事業 [伊達市]
- プッシュ通知型アプリ情報発信事業 [伊達市]
- 市民ガイドブック作成事業 [伊達市]
- 伊達市フェイスブック情報発信事業防災通信体制の運用 [伊達市]
- 西いぶり生活情報メール配信システム事業 [伊達市]
- 地域イントラネット運用管理事業 [伊達市]
- 災害情報伝達手段等確保事業 [伊達市]
- 地域おこし協力隊活用事業 [伊達市]
- 防災通信体制の多重化 [伊達市]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- 国際交流推進事業 [伊達市]
- 避難行動要支援者への支援体制の整備 [伊達市]
- 声の広報・点字広報事業 [伊達市]
- 伊達手話の会補助事業 [伊達市]
- 手話言語普及推進事業 [伊達市]
- 高齢者等生活支援事業 [伊達市]
- 高齢者安全確保事業 [伊達市]
- だて観光協会運営費補助事業 [伊達市]
- バリアフリー基本構想推進事業 [伊達市]

- 歩道のバリアフリー化の促進 [伊達市]
- 「道道伊達紋別停車場線」の歩道のバリアフリー化 [北海道・伊達市]
- ネイティブスピーカー（大滝区）活用事業 [伊達市]
- 国際理解教育推進事業 [伊達市]

（地域防災活動、防災教育の推進） **重点**

- 洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業 [1市3町]
- 自治会活動推進事業 [伊達市]
- 連合自治会協議会補助事業 [伊達市]
- 地区別自治会長研修事業 [伊達市]
- 自主防災組織助成事業 [伊達市]
- 防災センター維持管理費 [伊達市]
- 地域支援体制整備事業 [伊達市]
- 防災啓発事業 [伊達市]
- 宅配講座事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|----------------|-----------|-----------|
| 防災行政無線定期点検 | 年1回（R1） | 同数を維持 |
| 情報伝達手段の多様化 | 9手段（R1） | 同数以上 |
| 情報伝達訓練の実施 | 年1回（R1） | 同数以上 |
| 避難行動要支援者名簿登録者数 | 75名（H30） | 同数以上 |
| 防災講演会の開催 | 年1回（H30） | 同数を維持 |
| 自主防災組織設置率 | 54.5%（R1） | 60.0%（R6） |
| 宅配講座の実施（防災） | 4回（H30） | 同数以上 |

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 北海道、道内市町村及び企業・団体等との各種防災協定の締結
[北海道・伊達市・民間]
- 定住自立圏構想推進事業 [伊達市]
- 社会福祉協議会の組織強化及び事業支援 [伊達市]

(非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 避難所等における非常備蓄食等の整備 [伊達市]
- だて歴史の杜食育センター運営管理事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------|--------------|------|
| 近隣市町村との防災協定締結状況 | 5件 (R1) | 同数以上 |
| 食料備蓄数 | 3,150食 (H30) | 同数以上 |
| 食料等に関する防災協定締結状況 | 3件 (R1) | 同数以上 |

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助、救急体制の強化) **重点**

- 防災訓練実施事業 [伊達市]
- 消防第4分団詰所新設事業 [伊達市(消防)]
- 防火管理体制の充実 [伊達市(消防)]
- 消防団員の確保 [伊達市(消防)]
- 防災訓練を通じた連携体制の構築 [伊達市(消防)]

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊との防災連携の強化 [国・北海道・伊達市]
- 防災訓練を通じた連携体制の構築 [国・伊達市]

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) **重点**

- 火災をはじめとする各種災害に対応した消防資機材や設備等の整備
[伊達市(消防)]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|------------------------------------|-----------|-------|
| 防災機関と連携した防災訓練の実施 | 年1回(R1) | 同数を維持 |
| 災害時の連携に関する協定 (陸上自衛隊第7師団第71戦車連隊) | 協定締結(H26) | 締結の継続 |

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時の医療支援体制の強化) **重点**

- 看護師等修学資金貸付事業 [伊達市]
- 伊達赤十字看護専門学校運営費補助事業 [伊達市]
- 一次救急医療確保対策事業 [伊達市]
- 伊達赤十字病院医療確保支援事業 [伊達市]
- 伊達赤十字病院改築費補助事業 [伊達市]
- 伊達赤十字病院医療機器等更新事業費補助金 [伊達市]
- 地域医療に係る医師の確保 [伊達市]
- 医療従事機関との防災協定の締結 [伊達市]

(災害時における福祉的支援)

- 福祉タクシー等利用助成事業 [伊達市]
- 社会福祉協議会運営費補助事業 [伊達市]
- 伊達市社会福祉協議会建設費(償還)補助金 [伊達市]
- 地域包括支援センター運営事業 [伊達市]

(防疫対策) **重点**

- 検診事業 [伊達市]
- 健康増進事業 [伊達市]
- 予防接種事業 [伊達市]
- 風疹緊急対策事業 [伊達市]
- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 [1市3町]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|------------------|-------------|-------|
| 災害時の医療救護活動に関する協定 | 3 団体 (R1) | 締結の継続 |
| 福祉避難所の設置運営に関する協定 | 6 事業所 (H29) | 同数以上 |

3. 行政機能の確保

3-1 地域内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 伊達市地域防災計画の見直し [伊達市]
- 伊達市業務継続計画の策定 [伊達市]
- 伊達市消防・防災センター設備等の更新 [伊達市]

(行政の業務継続体制の整備)

- IT推進事業 [伊達市]
- 北海道電子自治体プラットフォーム構想事業 [伊達市]

(広域応援・受援体制の整備)

- 広域連携におけるコミュニティFMの活用 [伊達市]
- 近隣市町及び市外団体等との応援体制づくりの推進 [伊達市]
- 姉妹都市及び友好都市との交流の推進 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-------------|----------|----------|
| 地域防災計画の改訂状況 | H28改訂 | 適宜改訂(R6) |
| 業務継続計画の策定状況 | 未策定(R1) | 策定(R6) |
| 各種防災協定の締結状況 | 40件(H30) | 同数以上 |

4. ライフラインの確保

4-1 エネルギーの供給の停止

(多様なエネルギー資源の活用)

- 木質ペレットプラント運営管理事業 [伊達市]

(石油燃料供給の確保)

- 胆振地方石油販売業協同組合との連携強化 [北海道・伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|---------------------------|------------|-------|
| 胆振地方石油販売業協同組合との協定 締結状況 | 協定締結 (H20) | 締結の継続 |

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備) **重点**

- 牛糞安定確保対策事業 [伊達市・民間]
- 土壌分析診断事業 [伊達市・民間]
- 堆肥センター維持管理事業 [伊達市]
- 草地更新特別対策事業 [伊達市・民間]
- 認定農業者制度の推進 [伊達市]
- スマート農業の推進 [伊達市・民間]
- 畜産クラスターの推進 [伊達市・民間]
- 農業基盤の整備 [伊達市]
- 環境保全型農業直接支援対策事業補助金 [北海道・伊達市]
- 国営緊急農地再編整備事業 [国・北海道・伊達市・民間]
- 道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業負担金 [北海道・伊達市]
- 国営緊急農地再編整備事業(伊達地区)の調査推進 [国・北海道・伊達市・民間]
- 漁業系廃棄物の適正処理 [伊達市・民間]

(食料品の販路拡大)

- 伊達野菜ブランド化推進事業 [伊達市・民間]
- 就農支援研修センター運営管理事業 [伊達市・民間]
- 冬野菜産地化事業 [伊達市・民間]
- 北海道伊達市の農業パワーアップ推進協議会運営事業 [伊達市・民間]
- 伊達市地場産業振興事業 [伊達市・民間]
- 観光物産館運営管理事業 [伊達市・民間]

(生鮮食料品の流通体制の確保)

- 流通体制の改善 [国・北海道・伊達市・民間]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-------------------|-----------|-------------|
| 道営有珠山麓地区畑地帯総合整備事業 | 進捗率 89.1% | 100% (R2) |
| 国営緊急農地再編整備事業に係る要望 | 継続要望 (R1) | 事業開始予定 (R4) |

4-3 上下水道等の長期にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 配水管新設事業 [伊達市]
- 老朽管更新事業 [伊達市]
- 施設整備事業 [伊達市]

(下水道施設等の防災対策) **重点**

- 合併処理浄化槽整備促進事業 [伊達市]
- 浄化槽設置整備事業 [伊達市]
- 公共下水道事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|---------|------------|-----------|
| 配水管新設事業 | 事業実施中 (R1) | 事業継続 (R6) |
| 老朽管更新事業 | 事業実施中 (R1) | 事業継続 (R6) |
| 施設整備事業 | 事業実施中 (R1) | 事業継続 (R6) |

4-4 地域外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備) **重点**

- 国鉄胆振線代替バス運行事業 [伊達市]
- 道南バス生活路線維持事業 [伊達市]
- 広域道路網整備促進事業 [国・北海道]
- 「道道滝之町伊達線」の整備 [北海道]
- 「市道農社線外6路線」の道道昇格 [北海道]
- 「市道西浜通り線」の道道昇格 [北海道]

(道路施設の防災対策等) **重点**

- 舗装修繕事業 [国・北海道・伊達市]
- 街路樹等管理業務委託 [伊達市]
- 橋梁点検事業 [国・北海道・伊達市]
- 道路照明修繕事業 [国・北海道・伊達市]
- 交通安全施設整備事業 [伊達市]

(鉄道の機能維持・強化)

- ライフモビリティ助成事業 [伊達市]
- 国鉄胆振線代替バス交通対策事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|------------------|--------------|--------|
| 「道道滝之町伊達線」の整備 | 整備中 (R1) | 早期整備完了 |
| 「市道農社線外6路線」の道道昇格 | 継続要望 (R1) | 道道昇格 |
| 「市道西浜通り線」の道道昇格 | 継続要望 (R1) | 道道昇格 |
| 舗装修繕事業 | 1.27km (~R1) | 9.53km |
| 道路照明修繕事業 | 40基 (R1) | 95基 |

5. 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の業務継続体制の強化)

- 事業者への業務継続計画策定支援 [伊達市・民間]

(被災企業等への金融支援)

- 企業自らが行う災害対策のための取り組みに対する支援 [国]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------------|---------|--------------|
| 災害時の中小企業支援に係る関係機関との協議 | 0回 (R1) | 1回以上を実施 (R6) |

5-2 地域内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化)

- 「伊達漁港」「有珠漁港」「黄金漁港」の機能保全 [北海道・伊達市]

(陸路における流通拠点の機能強化) **重点**

- 「国道37号」における改修促進 [国]
- 「国道453号」蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備 [国]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-------------------|-----------|---------|
| 伊達漁港、有珠漁港の浚渫に係る要望 | 継続要望 (R1) | 実施 (R6) |
| 国道37号の改修に関する要望 | 継続要望 (R1) | 実施 (R6) |
| 国道453号の整備に関する要望 | 継続要望 (R1) | 実施 (R6) |

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全) **重点**

- 未来につなぐ森づくり推進事業 [北海道・伊達市・民間]
- 市有林造林事業 [北海道・伊達市]
- 水源涵養林の保全 [北海道・伊達市・民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 多面的機能支払交付金支給事業 [北海道・伊達市・民間]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 西いぶり広域連合負担金事業 [伊達市]
- 不法投棄防止啓発 [伊達市]
- 不法投棄廃棄物の処理 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 季節労働者生活安定対策事業 [伊達市・民間]
- 通年雇用促進支援事業 [伊達市・民間]
- 建設協会との連携強化 [伊達市・民間]

(行政職員の活用促進)

- 職員研修事業 [伊達市]
- 市民相談事業 [伊達市]
- 消費者行政強化事業 [伊達市]

| 指 標 | 現 状 | 目 標 |
|-------------------|-----------|-------|
| 建設協会との応急復旧に係る防災協定 | 締結済 (H18) | 協定の継続 |
| 防災に関する職員研修 | 年1回 (R1) | 同数以上 |

有珠山周辺地域強靱化計画

附属資料

令和2年3月

伊達市

総務部総務課危機管理室

〒052-0024 伊達市鹿島町 20 番地 1

TEL0142-82-3162 FAX0142-23-4414